

慎重な憲法論議を求める意見書

自民党総裁選で三選を果たした安倍晋三首相は、憲法改正を主張する会派の構成が衆参それぞれの3分の2を超えたことも踏まえ、自衛隊を憲法に明記するなどの憲法改正重点4項目を自民党案として提案しようとしており、一気に改憲への流れが強まっている。一方、多くの世論調査では、早期の憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、「安倍政権での憲法改正」については、否定的な声が多数となっている。憲法改正が国民的要求となっている状況とは到底言えない。

与党などが提出した国民投票法改正案は、洋上投票や郵便投票の拡大など2016年の公職選挙法の改正内容を盛り込んだ中身で、改正項目自体は否定しないが、国民投票法の抱える本質的な問題を解決するものとなっていない。そもそも、最低投票率の導入やテレビ・ラジオの有料広告の規制など、18項目にわたる参議院の付帯決議に関する検討が憲法審査会でなされていないことこそ問題だ。与党の改正案は、憲法審査会の審議を軌道に乗せようとする、単なる呼び水にすぎないと言わざるを得ない。

憲法制定権力は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続きの一部にすぎない。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかである。憲法の本質が国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範であることを踏まえれば、最も厳格な憲法尊重擁護義務を課せられる内閣総理大臣がみずから憲法改正を推進することは到底許されない。

よって、国会に対し、慎重な憲法論議を保障するため、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものである。

記

- 一、憲法審査会の審査においては、自立的な立場から憲法に密接に関連する基本法制や運用の実態に関する調査を優先し、憲法改正の各党案などの拙速な審査は行わないこと。
- 二、国民投票法に関しては、最低投票率の導入やテレビ・ラジオの有料広告の規制などの検討を優先すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月22日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長

衆議院憲法審査会長 参議院憲法審査会長